

事務連絡
令和6年4月9日

いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・
「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議
担当課 御中

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

AV出演被害防止に関する啓発資料等について

AV出演被害防止・救済法（令和4年法律第78号）では、国及び地方公共団体は、出演被害が発生した場合、その被害の回復を図ることが著しく困難であることに鑑み、出演被害の発生を未然に防止するため、必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとされています。

内閣府においては、この度、AV出演被害等に関する相談先を掲載した啓発資料（チラシ）、ステッカー、啓発カードを新たに作成しました。また、これまでに、同法の内容を伝える啓発動画も作成しております（うち一つは、政府広報として作成していたものです）。

つきましては、関係各省庁におかれては、本啓発資料等を教育・啓発活動において積極的に御活用いただきますとともに、所管の関係機関等にも御周知いただくなど、引き続き、AV出演被害の未然防止のための教育・啓発活動の実施に御協力を賜りますよう、お願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
笹、城谷、浅場
03-5253-2111（内線 37552、37560）

g.sa.j8t@cao.go.jp